

佐賀競馬場佐賀場外発売所跡地産業廃棄物等収集運搬処分業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、佐賀競馬場佐賀場外発売所跡地にある不用品について、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づき、分類・分別・収集運搬・処分の各工程を適正かつ迅速に実施し、環境保全および排出事業者責任の適正な履行を図ることを目的とする。

2. 委託業務名 佐賀競馬場佐賀場外発売所跡地産業廃棄物等収集運搬処分業務委託

3. 委託期間 契約締結日から令和8年11月30日まで

4. 履行場所 佐賀市大和町大字尼寺字二本松 2776-1

5. 業務内容 受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 事前調査・分別計画の策定

- 受託者は、作業開始前に現地調査を行い、廃棄物の種類・数量・状態（有害物質の有無等）を把握すること。
- 廃棄物の混合状態を解消するため、法令に基づき「産業廃棄物」と「一般廃棄物」を明確に分別し、適切な処理フローを計画すること。
- 有害廃棄物の取扱い：アスベスト、PCB含有物、フロンガス、乾電池、蛍光灯等、特別な処理が必要な物品が発見された場合、直ちに委託者へ報告し、法令に適合した処理方法を別途協議すること。

(2) 収集運搬

- 受託者は、許可を受けた収集運搬車両を使用し、積載重量および車両積載制限を遵守すること。
- 運搬中は飛散・流出・悪臭および騒音の防止措置を講じること。

(3) 処分

- 受託者は、廃棄物の排出から最終処分まで、法の規定に従いマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発行し、適正な中間処理・最終処分を完遂させること。

6. 管理体制および安全管理

- 現場責任者の配置：受託者は現場責任者を選任し、委託者へ氏名を報告すること。
- 安全管理：作業員の安全確保および第三者への損害防止措置を徹底すること。事故発生時は直ちに委託者へ報告し、損害賠償等の処置を受託者の責任において行うこと。

7. 報告および検査（成果品）

受託者は、業務完了後、以下の書類を添えて「業務完了届」を提出するものとする。

書類名称	概要・目的
作業写真台帳	着手前、分別中、完了後の状況を明確にする写真（撮影位置・日時入り）
産業廃棄物管理票 （マニフェスト）	収集運搬業者・処分業者の署名がある写し（A・B2・D・E 票等）
廃棄物処理証明書	処分場発行の処分完了証明書
廃棄物内訳書	種類別、重量別（kg）の集計表

8. 排出事業者責任に関する特記事項

- 本契約に基づく業務遂行において、受託者は排出事業者（委託者）の代理人として適切な管理を行っているという認識を持ち、法令違反が疑われる行為を一切行わないこと。
- マニフェストの記載内容に虚偽がある場合、または不法投棄等の疑いがある場合は、直ちに契約を解除し、法的措置を講じる対象とする。

9. その他

- 本業務により知り得た個人情報については、本業務の実施のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ずる。
また、個人情報記載された書類、図面等については、乙において厳正に管理し、廃棄を行う場合は、外部に漏洩することがないように適切に処理すること。
- 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度委託者と受託者が協議し、書面により決定するものとする。